

しらす機船船びき網漁業

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、愛知県漁業調整規則（昭和26年11月1日県規則第85号）第4条第1項第3号に規定するしらす機船船びき網漁業につき、愛知県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶総トン数その他の制限措置

（1）漁業種類

しらす機船船びき網漁業

（2）許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

2隻

（3）船舶総トン数

15トン未満であって許可証に記載された総トン数

（4）推進機関の馬力数

制限措置は定めず許可証に記載された推進機関の馬力数

（5）操業区域

伊勢湾、三河湾及び渥美外海とする。ただし、次のアからクまでの点を順次結んだ直線と陸岸によって囲まれた海域、ケからトまでの点を順次に結んだ直線と陸岸によって囲まれた海域のうち伊勢湾の海域、愛知県の最大高潮時海岸線から500メートル以内の海域及び三重県の最大高潮時海岸線から3,704メートル以内（東経136度47分45秒の線以西に限る）の海域を除く。

なお、渥美外海のうち愛知県の最大高潮時海岸線500メートル以内の第1種共同漁業権漁場区域について当該漁業権者の承諾を予め受けた場合は操業区域に含む。

ア 三重県鈴鹿市千代崎港南防波堤灯台

イ 常滑市大野町沖合伊勢湾灯標

ウ 常滑市常滑港南防波堤端から270度4,000メートルの点

エ 知多郡美浜町野間埼灯台から338度11分9,029メートルの点

オ 知多郡美浜町野間埼灯台から351度02分8,485メートルの点

カ 知多郡美浜町野間埼灯台から322度35分3,181メートルの点

キ 知多郡美浜町野間埼灯台から270度2,200メートルの点

ク 知多郡美浜町野間埼灯台

ケ 北緯34度30分22秒東経136度47分45秒の点

コ 北緯34度32分59秒東経136度47分02秒の点

サ 北緯34度34分46秒東経136度50分33秒の点

シ 北緯34度35分16秒東経136度52分15秒の点

ス 北緯34度35分42秒東経136度53分00秒の点

セ 北緯34度34分21秒東経136度57分55秒の点

ソ 北緯34度33分52秒東経137度00分09秒の点

- タ 三重県鳥羽市神島町オーカ鼻
- チ 三重県鳥羽市神島町ゴリ鼻
- ツ 三重県鳥羽市答志町長刀鼻
- テ 三重県鳥羽市桃取町島ヶ埼
- ト 三重県鳥羽市小浜町西埼

(6) 漁業時期

1月1日から12月31日まで

(7) 漁業を営む者の資格

次に該当する者

- ア 県内に住所を有し、当該漁業に使用する船舶（漁船法第2条第1項第1号に規定する船舶）を使用する権利を有する者又は有する見込みのある者。
- イ 渥美外海において、愛知県の最大高潮時海岸線500メートル以内の第1種共同漁業権漁場区域を操業区域とする場合にあっては、アに規定する者かつ当該漁業権者の承諾を予め受けた者。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年7月10日（金）午前8時45分から令和8年8月10日（月）午後5時30分まで

3 備考

- (1) この許可の有効期間は、許可の日から令和9年1月31日（日）までとする。
- (2) この公示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。
 - ア 伊勢湾及び三河湾のうち次の（ア）から（オ）までの点を順次結んだ直線及び陸岸によって囲まれた海域で操業してはならない。
 - （ア）田原市立馬埼灯台
 - （イ）知多郡南知多町尾張大磯灯標
 - （ウ）北緯34度39分30秒東経137度01分05秒の点
 - （エ）知多郡南知多町尾張野島灯台
 - （オ）知多郡南知多町羽豆埼突端
 - イ 使用する漁具は次の範囲内でなければならない。
 - （ア）網目は50センチメートルにつき140経以上240経以下。
 - （イ）袋網の長さは75メートル以下、網口仕立枚数は24枚以下。
 - ウ 夜間（日没から日の出までをいう。）操業してはならない。
- (3) 愛知県漁業調整規則第11条第6項に規定するくじは、愛知県において行うものとする。

令和8年7月9日

愛知県知事 大村秀章